

# 婚姻届・離婚届

[English \(英語\)](#)

結婚や離婚をしたときは、母国の大使館などで必要な手続きをしてください。

2人とも外国人で、すでに本国で結婚や離婚の届出をしているときは、市役所に届出をする必要はありません。

日本で結婚や離婚の届出をするときは、大使館などで発行した証明書が必要です。

氏名が変わると、在留カードなどを変更する必要があります。詳しいことは大阪出入国在留管理局にお問い合わせください。

「[戸籍住民異動室](#)」

電話：072-724-6724

ファクス：072-724-0853

「[大阪出入国在留管理局](#)」

電話：0570-064259